

会報 栄養日本・礎 いしづえ

公益社団法人 日本栄養士会

CONTENTS

News & Topics	1
会務報告	7
職域事業部のページ	10
編集後記	16

News & Topics

平成27年度介護報酬改定の概要

平成27年4月改定予定の介護報酬について、その概要を記載します。

平成27年2月6日付け、社会保障審議会介護給付費分科会は、今までの審議を踏まえ、平成27年度介護報酬に関する概要をまとめ、報告しました。(栄養関係分科会)(5)介護保険施設など入所者の口腔・栄養管理

① 経口維持加算の充実

経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援を充実させる観点から、多職種による食事の観察(ミールラウンド)や会議などの取組のプロセスおよび咀嚼能力などの口腔機能を含む摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を充実させる。

●経口維持加算(Ⅰ)(1日につき)28単位からと経口維持加算(Ⅱ)(1日につき)5単位を(1月につき)400単位とし、新たに経口維持加算(Ⅱ)を新設し、(1月につき)100単位。

※ 算定要件など

○ 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師または歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察および会議などを行い、入所者毎に経口維持計画を作成している場合であって、医師または歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士などが医師の指導を受けている場合に限る。)に基づき管理栄養士などが栄養管理を行った場合、1月につき算定。

○ 経口維持加算(Ⅱ)については、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察および会議などに、医師(人員基準に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて、1月につき算定。

○ 経口維持加算(Ⅰ)は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。経口維持加算(Ⅱ)は、経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。

② 経口移行加算の充実

経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させる。

●経口移行加算(1日につき)28単位 ⇒ (1日につき)28単位

※ 算定要件など(変更点のみ)

○ 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士による栄養管理および言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定。
○ 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

③ 加算内容に応じた名称の変更

口腔機能維持管理体制加算、口腔機能維持管理加算については、入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算に名称を変更する。

④ 療養食加算の見直し

療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算または経口維持加算の併算定を可能にするとともに、評価を見直す。

●療養食加算(1日につき)23単位 ⇒ (1日につき)18単位

※ 算定要件など(変更点のみ)

○ 経口移行加算または経口維持加算との併算定が可能。

今後、4月の実施に向け詳細な文言などが提示されるので、ご確認をお願いします。

医療保険制度改革について

社会保障制度改革推進本部は、1月13日で改革骨子を発表しました。これには、平成28年度以降の診療報

酬に関わることが掲載されています。(栄養関係分抜粋)

1. 国民健康保険の安定化
2. 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
3. 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置
4. 医療費適正化計画の見直し
5. 個人や保険者による予防・健康づくりの促進
 - ・平成28年度から後期高齢者医療広域連合において、栄養指導などの高齢者の特性に応じた保健事業を実施する。

6. 負担の公平化など

① 入院時食事療養費などの見直し

- ・入院時の食事代(現行:1食260円)について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることとし、平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げる。
- ・ただし低所得者は引上げを行わない。難病患者、小児慢性特定疾病患者は現在の負担額を据え置く。

7. 患者申出療養(仮称)の創設

8. 今後さらに検討を進めるべき事項

平成28年度診療報酬改定については、今後詳細な検討が行われるので、関心を持っていただきたいと思います。

日本食品標準成分表2015のポイント

現行の日本食品標準成分表2010が改訂され、2015版となる。そのポイントを以下に示します。

1. 日本食品標準成分表の収載食品を充実として、① 天ぷらや刺身など日本の伝統的な食品の収載を充実。② 新規食品(「米粉めん」、「ベーグル」、「かんきつ類」など)を充実。③ 調理加工食品(「鶏の唐揚げ」、「野菜、きのこ類などの油いため、ゆで」、「魚のフライ」、「肉類の焼き」など)を充実。④ 計算食品として、そう菜などを充実した。
2. 炭水化物成分表の作成として、これまでは、100gから水分、たんぱく質、脂質および灰分を差し引いた「差引き法による炭水化物量」であったが、単糖類、二糖類などを直接定量分析(国際的な動きとの整合性)し、炭水化物成分表を新たに作成した。
3. アミノ酸成分表、脂肪酸成分表の収載食品を充実として、① 新たに分析することにより、アミノ酸成分表(現在337食品収載)に約230食品、脂肪酸成分表(現在1,262食品収載)に約140食品を追加(平成26

年度現在)。

- ② 外国の成分表や類似食品から推計した値についても収載し、収載食品数を充実した。
4. 国際的な視点の強化として、① 英語版のデータファイルをインターネット上に公表。② 国際的なデータの共有を可能とするため、Tagname^(注)を成分項目に付与などを実施した。
5. 社会のニーズに対応した成分表として、① 食品の栄養表示義務化の動きに対応(新規食品や調理加工食品の充実、そう菜など計算食品の追加)。② 利用者がより栄養成分を検索しやすくなるよう、インターネット上で公開している食品成分データベースを改善した。

注) 食品の各栄養成分に割り当てられた国際的に共通な記号

栄養表示がいよいよ義務化に!

食品表示法(平成25年法律第70号)が、平成27年4月1日に施行されることになりました。食品表示法の施行により、現行制度では任意表示だった栄養表示が義務化となり、食品表示基準に規定されます。管理栄養士・栄養士は消費者の健康増進を図る観点から、消費者の食品選択に資する栄養表示の重要性を念頭におき、しっかりと理解することが必要となります。

平成27年3月2日に、東京会場において開催された「食品表示基準及び新たな機能性表示制度に係る説明会」の資料、及びこれまで公表されている資料を参考に、主に栄養表示に関する内容を掲載します。

食品表示基準については、今後公布される予定ですのでご確認をお願いします。

○ 食品表示基準(案)の概要

食品表示基準の策定方針—現行58本の基準を1本に統合—

食品表示基準は、食品表示法第4条の規定に基づき、「食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定められなければならない」とされています。

食品表示基準案(内閣府令)では、食品衛生法(5基準)、JAS法(52基準)、健康増進法(栄養表示基準)の現行58本の基準が一本に統合されます。

策定方針としては、消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定するとしています。

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者など)

については変更しない。

- 基準は、食品および事業者の分類に従って整序し、分かりやすい項目立てとする。
 - 2の区分毎に、食品の性質などに照らし、できる限り共通ルールにまとめる。
 - 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す。
 - 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す。
- ・例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し

○ 栄養成分表示の義務化

1 各栄養成分の表示のあり方について

【考え方（案）】

新基準における栄養成分の表示のあり方については、次の3点を勘案して決定する。

- ① 消費者における表示の必要性（国民の摂取状況、生活習慣病との関連、など）
- ② 事業者における表示の実行可能性
- ③ 国際整合性

具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は「義務」、①の観点を満たす場合は「推奨*」、①の観点を満たさない場合は「任意」の表示項目とする。

*推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。（任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。）

義務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」* ¹ で表示）
任意	推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

*¹ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

2 栄養強調表示について

栄養表示基準における栄養強調表示（「含まない旨」「低い旨」「高い旨」「含む旨」）の基準値の設定は、コーデックスガイドラインを参考に定められているため、新基準案でも維持することとする方向性がとりまとめられた。

2015年版の食事摂取基準を踏まえ、栄養素等表示基準値についても改定される。

（1）相対表示

	現行	新基準（案）
低減された旨の表示（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム）	・「低い旨」の基準値以上の絶対差	・「低い旨」の基準値以上の絶対差 ・25%以上の相対差
強化された旨の表示（たんぱく質、食物繊維）	・「含む旨」の基準値以上の絶対差	・「含む旨」の基準値以上の絶対差 ・25%以上の相対差
強化された旨の表示（ミネラル類（ナトリウムを除く、ビタミン類））	・「含む旨」の基準値以上の絶対差 (栄養素等表示基準値の15%（固体100g）若しくは7.5%（液体100ml）または5%（100kcal当たり））	・栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）

※下線は、現行基準からの変更箇所

（2）無添加強調表示（新規）

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

3 栄養機能食品

（1）対象成分の追加

栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム*」を追加

*カリウムについては、過剰摂取のリスク（腎機能低下者において最悪の場合、心停止）を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

（2）対象食品の範囲の変更

鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする。

（3）表示事項の追加・変更

- ・栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）及び基準熱量（2,200kcal）に関する文言を表示
- ・特定の対象者（疾病に罹患している、妊産婦等）に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示
- ・栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- ・生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示

4 表示レイアウト

- （1）表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」）については、省略不可

- (2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合）には、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入にあつては、輸入業者の氏名又は名称）も省略不可
- (3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

5 経過措置期間

経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

参考資料：消費者委員会食品表示部会 栄養表示に関する調査会資料（消費者委員会ホームページより）

新たな機能性表示制度の創設

1 定義

- (1) 名称は機能性表示食品
- (2) 疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品。ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く。
- (3) 当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る。

2 表示事項

横断的な義務表示事項のほか、以下に関する表示を義務づける。

- ・機能性表示食品である旨
- ・科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- ・一日当たりの摂取目安量
- ・一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量

- ・一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ・届出番号
- ・食品関連事業者の連絡先として、電話番号
- ・機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- ・摂取の方法
- ・摂取する上での注意事項
- ・バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ・調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
- ・疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ・疾病に罹患している者、未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものである旨（生鮮食品を除く。）
- ・疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ・体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

（一部改定 平成27年1月13日）

消費者庁では、いわゆる健康食品を取り扱う事業者に対して、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成25年12月24日）を公表し、いわゆる健康食品の表示（広告含む）に関して、景品表示法および健康増進法の観点から、法律の考え方や判断基準などを示しています。

28年度に健康増進法の虚偽誇大広告の勧告・命令について都道府県などに権限移譲が予定されており、消費者庁では事例追加などを主とした改定を行いました。

大きな改正はありませんが、食品表示法の施行に伴い、栄養指導においても、再認識が必要となるため、以下に掲載しました。

（主な改定の内容）

1 事例の追加

- ① 平成25年12月から平成26年12月までの間に景品表示法に基づく措置命令を行った事例
- ② 平成25年度に景品表示法および健康増進法に基づく指導を行った事例

2 平成26年12月1日の改正景品表示法施行に伴う改定（通知より主な項目など抜粋）

第1 はじめに

近年、国民の健康志向の高まりから、いわゆる健康食

品が広く普及する中、インターネットなどを利用した広告・宣伝も活発に行われている。

一方で、このような広告・宣伝の中には、健康の保持増進の効果などが必ずしも実証されていないにも関わらず、当該効果を期待させる虚偽または誇大と思われる広告や不当表示（優良誤認表示）のおそれのある宣伝なども見受けられる。これら虚偽誇大広告などは、不当景品類および不当表示防止法または健康増進法による禁止の対象となる。

いわゆる健康食品の広告などに関しては、以下のガイドラインが示され、当該広告の適正化のための考え方や判断基準が示されている。

- ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」
- ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」

当該指針などで示された考え方や判断基準については、明確ではないところもあり、分かりづらいとも言われているため、消費者庁は、いわゆる健康食品の広告などについて、どのような広告などが景品表示法上の不当表示（優良誤認表示）として、または健康増進法上の虚偽誇大広告として問題となるおそれがあるのかということについて、具体的な表現例や、これまでに景品表示法および健康増進法において問題となった違反事例などを用いて、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（以下「本留意事項」という。）として取りまとめ、公表した。

主な内容は、以下のとおり。

第2 本留意事項の対象表示および対象商品などについて

- 1 景品表示法及び健康増進法上の表示（省略）
 - 2 いわゆる健康食品（省略）
 - 3 健康保持増進効果など
- (1) 「健康保持増進効果等」のうち、「健康の保持増進の効果」とは、健康状態の改善または健康状態の維持の効果で、その具体例。
- (2) 「内閣府令で定める事項」
- ア 含有する食品または成分の量
- イ 特定の食品または成分を含有する旨
- ウ 熱量
- エ 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、または皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果
- (3) 「健康保持増進効果等」を暗示的または間接的に表現するもの

第3 景品表示法および健康増進法について

1 景品表示法について（省略）

2 健康増進法について

(1) 目的

健康増進法は、「我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること」を目的としている。

(2) 対象となる事業者

虚偽誇大広告を禁止している健康増進法第32条の2第1項では「何人も」と規定されている。

(3) 違反行為（虚偽誇大広告）の要件

健康増進法第32条の2第1項は、食品として販売に供する物に関して広告などをするときは、健康保持増進効果などについて著しく事実に相違する表示または著しく人を誤認させるような表示はしてはならないと規定している。

① 事実に相違する表示

「事実に相違する」とは、広告などに表示されている健康保持増進効果などと実際の健康保持増進効果などが異なることを指す。

② 人を誤認させる表示

「人を誤認させる」とは、食品などの広告などから一般消費者が認識することとなる健康保持増進効果などの「印象」や「期待感」と実際の健康保持増進効果などに相違があることを指す。

(4) 違反行為に対する措置

消費者庁は、健康増進法第32条の2第1項の規定に違反して表示した者がある場合は、その者に対し、当該表示を改善するよう指導を行う、また勧告、命令などを行うことができる。命令に違反した者には、健康増進法第36条の2の規定に基づき、6月以下の懲役または100万円以下の罰金が科される。

第4 景品表示法および健康増進法上問題となる表示例

■詳細については、下記URLから検索してください。

「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150113premiums_3.pdf

「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」新旧対照表

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150113premiums_2.pdf

& more ニュースまとめ読み

●H26/11/19 長野県栄養士会、東京・銀座で、長寿の秘訣ごはんを伝授??

日本一の長寿県として、その取り組みに注目が集まる長野県。平成26年11月19日(水)に、長野県のアンテナショップ「銀座NAGANO」にて、長野県主催の食のイベントが開催されました。当日は、「長野県の長寿を支えた食生活のお話」に加え、「野菜たっぷり・減塩ごはん」をテーマに、長野県栄養士会園原会長をはじめスタッフが、腕によりをかけたメニューを披露。会場からは、「やさしくておいしい!」「おかわりいただけますか!?!」と、その内容に大満足の声。「長野で採れた野菜やきのこなど、バランスよく料理することを心がけました」と園原会長。この管理栄養士・栄養士の実力、世論形成の観点からも、日本中に広めていきたいですね。

●H26/12/9 厚生労働省、平成25年「国民健康・栄養調査の結果」を発表!

平成25年「国民健康・栄養調査の結果」が、厚生労働省から発表されました。主な生活習慣に関する状況については、60歳以上で良好な一方、20、30代で食事バランスが取れていないなどの課題が顕著になっています。また、肥満男性の増加に歯止めがかかっていることなど、管理栄養士・栄養士の現場にとって、注目の話題が目白押しです。

▶「平成25年国民健康・栄養調査の結果」のポイントを見る

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067890.html>

▶「平成25年国民健康・栄養調査の結果」の概要を詳しく見る

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkoukouzoushinka/0000068070.pdf>

●H26/12/10 2015年春に食品の機能性表示制度を導入、管理栄養士・栄養士の“目”も重要に

内閣府の消費者委員会は、サプリメントや栄養ドリンクをはじめとする全食品の、実験データなどの根拠をもった効能の表示について答申書をもって承認、来春の制度導入が決定となりました。消費者が食品を選びやすくなる一方、安全性の徹底が求められます。管理栄養士・栄養士のみなさんにおかれましては、この機会に、消費者に対して専門性をもって対応していただきたいと思います。

▶「機能性表示食品に係る規定及び別表についての答申書」を詳しく見る

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/141210_sankou3.pdf

▶「第36回 食品表示部会の議事次第、配布資料」を詳しく見る

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/036/shiryou/index.html>

●H27/1/14 仕掛け人は長崎県栄養士会・吉田共榮前会長!? 県庁ではじまった「スマートランチ」

長崎県庁レストラン「シェ・デジマ」のランチが毎日新聞に掲載されるなど、注目を集めています。長崎県の女性活用事業の一環として、女性管理栄養士グループが、旬の食材を使って1食約600kcal、食塩は通常の約半分の3グラム未満を実現した10のレシピを考案、このグループは、ながさき健康と栄養・食文化研究会「パスティ Nagasaki」で、吉田共榮前会長が退任後設立されたもの。各都道府県でも、メインストリームにしていきたい事例です。

●H27/1/23 文部科学省、平成26年度学校保健統計調査速報を公表

学校における幼児、児童および生徒の発育、健康の状態を明らかにすることを目的とした学校保健統計調査の、平成26年度版速報が公表になりました。平均身長は横ばい、平均体重は減少、その他、発育状態調査と健康状態調査が発表になっています。なお、確定値の公表は、平成27年3月の予定です。

▶「平成26年度学校保健統計調査速報」を詳しく見る

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1354492.htm

平成26年10月度 理事会開催報告

日 時：平成26年10月18日(土) 13:00～18:00

10月19日(日) 9:00～12:40

場 所：日本栄養士会事務局(東京都港区)

現在理事数：24名

出席理事数：22名(18日)、20名(19日)

出席監事数：2名

議決事項

第1号議案 新執行体制について

1. 委員会の委員について、赤枝総務部長から説明がされ、原案どおり承認された。
2. 他団体などへの役員の派遣について赤枝総務部長から説明がされた。なお、日本即席食品工業協会への派遣を迫専務理事から長谷川副会長に変更することを含め、承認された。

第2号議案 平成26年度上半期事業執行概要と未執行事業への取り組みについて

各部より、総務部については赤枝部長、学術研究事業部について木戸部長、人材育成事業部について寺本部長、情報コミュニケーション事業部について星野部長、栄養ケア・ステーション事業部について田中部長、地域連携事業部について園原部長から説明があり、審議の結果、承認された。

各職域事業部より、医療事業部について西村理事、学校健康教育事業部について柵木理事、勤労者支援事業部について國分理事、研究教育事業部について斎藤トシ子理事、公衆衛生事業部について阿部理事、地域活動事業部について角谷理事から説明があり、承認された。

第3号議案 平成26年度上半期収入支出執行状況および補正予算について

赤枝総務部長から説明があり、審議の結果、承認された。

第4号議案 定款第26条第4項に基づく業務執行報告について

小松会長より、資料に基づき報告があり、承認された。

第5号議案 管理栄養士・栄養士の将来像の実現対策について

1. 厚生法制研究会の研究の進捗状況、法制度整備の検討事項の概要について、早野監事から説明があり、承認された。

2. 法制度整備の理論と実体、政策の形成の要点と行程イメージについて、早野監事から説明があり、承認された。

3. 世論形成について、岩楯企画広報室長からホームページのリニューアルとパンフレットの作成、ロゴの開発検討について、資料に基づいて説明があり、審議の結果、承認された。詳細については、今後も継続して審議していくこととなった。

①新WEBサイトではスマホの活用やSNSの活用ができるようなシステムを構築する。

②ターゲット層の分析をし、それぞれに合ったサービスを提供していく。

③日本栄養士会をブランド化して、より多くの人に知ってもらう。

齋藤長徳理事からは、予算は1500万円組んであるが、現行の業務支援システムと新たにWEBを立ち上げることで費用がかなりかかるのではないかと質問があった。これに対して岩楯室長より、補正予算案を作成し、次回の理事会へ提出したいとの回答があった。

4. 政策形成について、小松会長より説明があり、承認された。

第6号議案 栄養ケア・ステーション事業の推進について

田中栄養ケア・ステーション事業部長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、承認された。詳細については、今後も継続して審議していくこととなった。

第7号議案 業務規範の作成について

木戸学術研究事業部長から、資料に基づいて説明があり、審議の結果、承認された。詳細については、今後も継続して審議することとなった。

第8号議案 諸規程の見直し、制定について

各担当理事より、説明があり、審議の結果、承認された。

1. 懲戒に関して、定款施行規則(懲罰に関する規定)の変更：迫専務理事

2. 会計処理規程：迫専務理事

3. 職域事業部運営規程一部改正案：園原職域事業部長

4. 職域区分の見直しとグループ創設の考え方：園原職域事業部長

5. 日本栄養士会の公益事業に対する寄付金募集要領

(案)：迫専務理事

- 6.日本スポーツ栄養学会との協定書の締結：鈴木理事
- 7.全国在宅訪問栄養食事指導研究会との協定書の締結：田中栄養ケア・ステーション事業部長
- 8.栄養改善奨励賞実施要領の一部変更：迫専務理事
- 9.栄養改善奨励賞候補者の推薦の基準：迫専務理事
- 10.顕彰制度の概要：迫専務理事
- 11.各種名義の使用に関する要綱：迫専務理事

第9号議案 業務支援システム第2次開発の概要について

赤枝総務部長から資料に基づき説明がされた。木戸常任理事から、システムの内容について再検討する必要があるのでは、との意見があった。詳細については、今後も継続して審議することとなった。

第10号議案 会員対策について

園原地域連携部長から説明があり、審議の結果、承認された。詳細については、今後も継続して審議することとなった。

第11号議案 平成27年度事業計画・予算案の策定について

迫専務理事から説明があり、審議の結果、承認された。

第12号議案 平成27年度定時総会日程などの行事予定について

迫専務理事から説明があり、承認された。

第13号議案 各種課題への対応について

各担当理事他より、説明があった。

- 1.入院時食事療養費の自己負担の増額：石川医療事業部担当理事
- 2.日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方検討会の報告：岩楯企画広報室長
- 3.栄養に関わる看護業務：寺本人材育成事業部長
- 4.平成27年度厚生労働省予算概算とその他施策の方向：迫専務理事
- 5.医療と介護の一体改革の方向と対応：齋藤長徳理事
- 6.食品表示基準案への対応：迫専務理事

第14号議案 賛助会員の入会承認について

赤枝総務部長から、賛助会員（キッコーマン食品株式会社、一般社団法人日本能率協会）の入会申請について説明があり、入会が承認された。

第15号議案 会員の入会承認について

赤枝総務部長から、資料に基づき、説明があり、承認された。

平成27年1月度 理事会開催報告

日 時：平成27年1月24日(土) 13:00～18:00
1月25日(日) 9:00～12:40
場 所：日本栄養士会事務局(東京都港区)
現在理事数：24名
出席理事数：20名(24日)、22名(25日)
監事現在数：2名

議決事項

第1号議案 平成26年度事業執行状況について

各部の未執行状況について、総務部について赤枝部長、学術研究事業部について齋藤トシ子学術研究事業部副部長、人材育成事業部について寺本部長、情報コミュニケーション事業部について星野部長、栄養ケア・ステーション事業部について田中部長ならびに下浦常務理事、地域連携事業部について園原部長から説明があり、承認された。ただし、生涯教育のキャリアノートの改定について、齋藤長徳理事から質問があり、内容は諮問

会議で示すこととした。また、修正版の配布については、各都道府県の状況に応じて、対応することとした。

各職域事業部の未執行状況について、勤労者支援事業部について國分理事、研究教育事業部について齋藤トシ子理事、公衆衛生事業部について阿部理事、地域活動事業部について角谷理事から説明があり、承認された。

第2号議案 生涯教育の推進について

寺本人材育成事業部長から事業について説明があり、詳細について今後も継続して審議することとした。

第3号議案 業務支援システムの変更について

赤枝総務部長から説明があり、審議の結果、承認された。

第4号議案 業務規範の策定の方向性について

齋藤トシ子学術研究事業部副部長より、資料に基づき報告があり、承認された。

第5号議案 平成27年度事業計画案の概要について

総務部については赤枝部長、学術研究事業部について齋藤トシ子学術研究事業部副部長、人材育成事業部

について寺本部長、情報コミュニケーション事業部について星野部長、栄養ケア・ステーション事業部について田中部長ならびに下浦常務理事、地域連携事業部について園原部長から説明があった。審議の結果、平成27年度事業計画案の概要について了承された。

各職域事業部の未執行状況について、勤労者支援事業部については國分理事、研究教育事業部については斎藤トシ子理事、公衆衛生事業部については阿部理事、地域活動事業部については角谷理事から、福祉事業部について政安理事から説明があり、承認された。

平成27年度月別事業予定について、赤枝総務部長から説明がされた。

第6号議案 平成27年度政策経費について

赤枝総務部長から、資料に基づき説明があった。一つの職域事業部ではなく、他の職域事業部ならびに関連事業と連携して事業を実施することとし、詳細については、再提出のうえ審議することとした。

第7号議案 諸規程の見直し、制定について

迫専務理事から、資料に基づいて説明があり、審議の結果、承認された。

第8号議案 平成27年度定時総会の概要について

赤枝総務部長から資料に基づき説明がなされ、承認された。

第9号議案 平成27年度全国栄養士大会の概要について

赤枝総務部長から資料に基づき説明がされた。平成27年度は予定通り開催し、平成28年度は開催の時期・方法について検討することとした。

第10号議案 医療保険・介護保険の改定などについて

医療保険制度改革について、齋藤長徳総務副部長ならびに迫専務理事から栄養ケア・ステーション、地域包括センターについて、資料に基づき説明がされた。

平成27年度介護報酬改定に関しては、政安理事から報告がなされた。

第11号議案 平成27年度収入支出予算案について

平成27年度収入支出予算について、赤枝総務部長から資料に基づいて説明があり、審議の結果、一律10%の減で事業部毎に予算を修正し、1月30日までに提出することとした。

第12号議案 会員増対策について

園原地域連携事業部長から資料に基づき説明がされた。「生涯会員(仮称)」の創設などについて協議されたが、詳細については今後も継続して審議することとした。

オリンピック・パラリンピックチームについて鈴木理事から、栄養ケア・ステーション活動チーム(仮称)について田中栄養ケア・ステーション事業部長から説明がなされ、承認された。

福岡県栄養士会からの、入会案内作成に伴う一部費用の日本栄養士会負担の申し出について、赤枝総務部長から、説明がなされ、日本栄養士会に関する案内を前半に、後半に各都道府県栄養士会の案内ができるようなパンフレットを作成することを提案することとした。

第13号議案 栄養ケア・ステーション事業のあり方について

田中栄養ケア・ステーション事業部長から説明がなされ、了承された。

第14号議案 特定分野別認定制度の認定者について

寺本人材育成事業部長から認定者について報告があり、承認された。

第15号議案 第2回諮問会議の運営について

園原地域連携事業部から、日程、内容などについて説明がなされ、承認された。

第16号議案 会員の入会申請について

赤枝総務部長から説明がなされ、承認された。

第17号議案 新潟県栄養士会会員の懲戒決議について

迫専務理事から説明がなされ、懲戒の処分(退会指示)とすることで承認された。

第18号議案 賛助会員の入会申請について

迫専務理事ならびに赤枝総務部長から賛助会員入会申請者について栗田興産株式会社の説明がなされ、了承された。

第19号議案 管理栄養士・栄養士の将来像実現のための広報戦略について

迫専務理事、園原人材育成事業部長、田中栄養ケア・ステーション事業部長、早野弁護士、八楯事務局長代行から資料に基づき説明がなされ、種々意見が出された。今後も継続して審議することとなった。

平成26年「全国病院部門実態調査」の結果

医療事業部にて平成26年8月に実施した「全国病院部門実態調査」の結果をとりまとめましたので報告いたします。

「全国病院部門実態調査」は、栄養部門の実態把握に加え、基礎調査資料として診療報酬改定に関わる要望書などに活用するため、2年に一度実施しています。今回は、入院時食事療養および管理栄養士の病棟配置などの診療報酬に係る要望内容に加え、『病院管理栄養士・栄養士将来ビジョン』達成に向けた業務の数値化を目的とした調査内容にしました。対象施設は、栄養士会会員が所属し、メール環境が整っている医療機関で、調査に同意を得られた3,490施設について集計しました。

【調査結果のポイント】～ 一部、施設機能種別にて比較 ～

I. 施設状況

1-1 栄養部門の所属：院長直属494施設(14.4%)、診療・診療協力部門2,371施設(69.3%)、事務部門331施設(9.7%)、その他179施設(5.2%)、なし48施設(1.4%)、計3,423施設であった。

1-2 許可病床数区分：許可病床数1～19床は134施設(4.0%)、20～99床は838施設(24.7%)、100～199床は1,069施設(31.6%)、200～299床は520施設(15.4%)、300～399床は341施設(10.1%)、400～499床は197施設(5.8%)、500～999床は261施設(7.7%)、1,000床～は27施設(0.8%)、計3,387施設であった。

1-3 平均在院日数：施設機能種別に平均値を割り出した。一般病院1では40.7日、一般病院2では15.7日、リハビリテーション病院では89.6日、慢性期病院では262.9日、精神科病院では406.0日、全体では115.5日であった。

2-1 病院所属の管理栄養士数の平均数：一般病院1では2.4人、一般病院2では5.3人、リハビリテーション病院では2.5人、慢性期病院では2.0人、精神科病院では2.4人、全体では3.1人であった。

2-2 病院所属の栄養士数の平均数：一般病院1では0.5人、一般病院2では0.8人、リハビリテーション病院では0.7人、慢性期病院では0.5人、精神科病院では0.5人、全体では0.6人であった。なお、管理栄養士数、栄養士数に施設間差(ANOVA $P < 0.001$)が認められたので、許可病床数区分にて集計を行ったところ、同病床数での比較において、慢性期、精神科に所属する管理栄養士数は少なかった。

II. 給食管理状況

1-1 給食業務形態：直営では1,199施設(35.4%)、委託では2,190施設(64.6%)であった。

1-2 嚥下調整食の割合：一般病院1では13.1%、一般病

院2では8.0%、リハビリテーション病院では14.6%、慢性期病院では22.7%、精神科病院では13.1%、全体平均では13.1%であった。

III. 栄養指導状況

1-1 個人栄養指導件数(入院・外来/1ヶ月)：一般病院1では47.0件、一般病院2では147.5件、リハビリテーション病院では9.7件、慢性期病院では8.0件、精神科病院では5.7件、全体では51.6件であった。

1-2 在宅訪問栄養指導を実施している施設：全体の4.7%であったが、実施できない理由としては必要な患者がいないが51.6%、必要な患者はいるが人員不足14.0%、必要な患者はいるが環境が整っていない16.8%、必要な患者はいるが時間がない3.6%、その他13.9%であった。

1-3 情報提供を行っている施設の割合：一般病院1では66.6%、一般病院2では73.6%、リハビリテーション病院では84.8%、慢性期病院では58.9%、精神科病院では36.0%であり、全体では63.9%であった。施設間の特徴として、一般病院2とリハビリテーション病院が多く、精神科病院は低かった。

IV. 栄養管理業務状況

1 栄養管理業務を行っている管理栄養士の平均人数：一般病院1では2.1人、一般病院2では4.5人、リハビリテーション病院では2.3人、慢性期病院では1.8人、精神科病院では2.1人、全体では2.6人であった。病床数区分では、1～19床は1.1人、20～99床は1.4人、100～199床は2.1人、200～299床は2.8人、300～399床は3.5人、400～499床は4.7人、500～999床は6.3人、1,000床～は10.1人であった。

V. その他

1-1 臨地実習受け入れ施設：一般病院1では42.3%、一般病院2では78.8%、リハビリテーション病院では40.6%、慢性期病院では29.0%、精神科病院では26.1%であった。

1-2 生涯教育研修の参加状況：「ほとんどの生涯教育研修に参加している施設」は9.8%、「内容が良い研修に参加している施設」は65.3%、「全く参加していない施設」は23.8%、「生涯教育制度の存在を知らなかった施設」は1.1%であった。

最後に

今後これらの結果を整理し、診療報酬改定要望に添付できる資料にしていく予定です。今後とも実態調査に対するご協力をよろしくお願いいたします。

(医療事業部常任企画運営委員 中川幸恵)

平成26年度事業報告・平成27年度事業計画

今年度を振り返ると、栄養教諭免許状更新のための講習会が昨年の2月から本格的に始まり、全国の大学や全国学校栄養士協議会などで実施されている講習会に多くの会員の方が各地で参加されました。

日本栄養士会としては、現在実施している生涯教育制度（本事業部の実施している全国研修会やスキルアップ研修会など）の実績を積み上げることで文部科学省に講習会の認定団体と認められるように働きかけていこうと考えています。

食物アレルギーでは、文部科学省、各都道府県教育委員会の指導のもと、二度と平成24年に起きた痛ましい事故が起きないように対策がとられたことと思います。そしてみなさんのところでも、独自の食物アレルギー対応マニュアルが作成され、ハード面ならびにソフト面の両面がしっかり確立されたうえで実施されていることと思います。しかし、忘れてはならないことは、食物アレルギー食は治療食であり、医師の指示のもと、私たちは学校給食をとおして支援するものであると同時に、常に人の命と向かい合っていることの意識を持ち続けることが大切だということだと思います。

今年度から専門職にふさわしい知識と技術を身に付けるために、基本研修・実務研修からなる生涯教育制度が始まりました。

それに合わせて、私たち学校健康教育事業部では、活動内容が全国の会員に少しでも理解していただけるように、「事業部の見える化」を心掛け、全国でスキルアップ研修会を開催してきました。

特に昨年は、学校給食摂取基準に関する研修会で多くの会員のみなさまに参加していただき、大きな反響を得ました。研修会に参加していただいた方々からご協力いただいた、アンケートをもとに本事業部の「子ども支援プログラムワーキンググループ」では、個別指導に向けて検討をし、それに合わせて全国で研修会を実施してきました。

スキルアップ研修Ⅰ・Ⅲでは、栄養教諭・学校栄養職員にとって、給食管理、食に関する指導、個別相談などの専門性をより高め進めていくため、「栄養学」、「生化学」、「臨床栄養」、「栄養の最新情報」、「成長期のスポーツ栄養」、「食物アレルギー」などの研修会を開催しました。

全国研修会では、栄養教諭・学校栄養職員として教壇に立ち、食に関する指導を行う際により充実した食教育の授

業展開に繋がられるよう、衛生管理など栄養士として普段の学校給食の充実に向けた内容はもちろんのこと、道徳や伝統文化、健康な食事についてなど栄養教諭としての資質向上を目指した研修会を実施しました。

日本栄養士会ホームページの学校健康教育事業部のページに、研修会の内容などの報告およびスキルアップⅠの講師である小野章史先生の「食育のためのコラム」が掲載されていますのでご覧ください。

平成27年度事業計画

＜専門別技術・学術向上に関する事業＞

○専門分野別研修事業

(1) 全国研修会

平成27年11月28日(土)・29日(日)

港区・東京ガス株式会社本社ビル

(2) 全国リーダー研修

平成27年11月27日(金)

港区・「厨BO!SHIODOME」

(3) スキルアップ研修会

①スキルアップ研修会Ⅰ(生化学、臨床栄養学を中心に)(6か所)

・岩手県会場:

平成27年7月31日(金)～8月2日(日)

・島根県会場:

平成27年8月8日(土)～9日(日)

・宮崎県会場:

平成27年7月25日(土)～26日(日)

・(その他:東京都、愛知県、福岡県会場の3か所で予定)

②スキルアップ研修会Ⅱ(「子どもの栄養食事指導・支援プログラム」の普及、個別対応について、学校給食における食品構成の考え方)(9か所)

・福岡県会場:平成27年5月9日(土)

・(その他:8か所未定)

③スキルアップ研修会Ⅲ(スポーツ栄養、プレゼンテーションについて)(8か所)

・会場未定

詳細は、決定次第ホームページなどでお知らせいたします。

(学校健康教育事業部企画運営委員長 柵木嘉和)

「平成26年度活動振り返り」と 「平成27年度さらなる前進を目指して!!」

《平成26年度振り返り》

■運営組織・委員の強化

担当	氏名	所属栄養士会	勤務先	業種
企画運営委員長	統括 國分 葉子	東京都	エームサービス(株)	コントラクトフードサービス
企画運営副委員長	広報 佐藤 愛香	東京都	西洋フード・コンパスグループ(株)	コントラクトフードサービス
企画運営副委員長	研修 狩野恵美子	東京都	(株)グリーンハウス	コントラクトフードサービス
企画運営委員	企画 三井 圭介	東京都	府中刑務所	矯正
企画運営委員	企画 今井 愛	神奈川県	(公財)神奈川県予防医学協会	予防医療
企画運営委員	広報 下村比呂美	石川県	(株)ホリ乳業	乳業メーカー
企画運営委員	研修 小川まゆ子	愛知県	(株)魚国総本社 名古屋本部	コントラクトフードサービス
企画運営委員	研修 本多 佳代	岡山県	(株)フーズMH	食品販売

平成26年度の委員改選に伴い、これまでの6名体制を8名体制にしました。メンバーの所属は今まで東京に集中していたものを、広域からの参加にしました。勤務先業種も多岐にわたり、広い視点に立つての企画運営が行えることに配慮しました。國分委員長の下、2名の副委員長を置き、担当としては、企画・広報・研修を設けました。國分委員長は、日栄の勤労者支援職域理事として人材育成事業部の担当となり、生涯教育の推進に尽力しています。

■研修報告

勤労者支援主催研修は、新たにスタートした生涯教育実務研修として4回(以下Ⅰ・Ⅱ)、その他スキルアップ研修(以下Ⅲ)1回、全国ネットワーク研修1回(以下Ⅳ)を開催。【Ⅰ.「最近のホットな話題を仲間と一緒に考える」-3回シリーズ-①5/14食事調査「自己申告の落とし穴」(実務研修栄養評価1単位)②6/5「減塩」その研究から経済効果まで(実務研修生活習慣病の発生予防と重症化予防1単位)③7/3糖質制限ダイエットあなたはどうか考えますか?(実務研修成人期の栄養1単位)Ⅱ. 全国矯正栄養士研修1/23(実務研修食物アレルギー1単位、特定給食施設における栄養管理2単位)Ⅲ. 7/12西日本ブロック研修会「食と健康を考えるセミナー」Ⅳ. 8/23ネットワーク研修会(基本研修2-3根拠に基づいた栄養管理1単位)】

■会議報告

定例企画運営委員会5/31、7/19、11/3、12/6以上4回。臨時運営委員会9/20、2/7以上2回。合計6回の企画運営委員会において、現状の勤労者支援事業部の課

題抽出と改善運営計画、生涯教育推進、管理栄養士・栄養士の将来ビジョン作成、職業倫理、業務規程、職域の見直しなどについて話し合ってきました。とりわけ、当勤労者支援事業部の最も大きな課題は、7事業部中最下位の会員数(H26.3.31現在1,481名。会員全体の3%)という組織率と全国横断的活動が低調なことです。その他平成27年度への持越しの課題は山積しています。

《平成27年度さらなる前進を目指して!!》

4月からは2015年版日本人の食事摂取基準の活用や健康な食事のマークの表示も始まります。勤労者支援事業部会員に寄せられる、勤労者の生活習慣病予防・重症化予防貢献への期待はますます高まるものと思います。会員数拡大による組織活性化と会員一人ひとりの資質向上で、勤労者支援事業部のさらなる前進を目指しましょう!!

■今後の予定(案)

- ・平成27年6月21日(日)10:00~12:00
全国勤労者支援ネットワーク研修会開催(於:大阪)
- ・平成27年10月24日(土)実務1日研修
「感染症対策」1単位、「食育教育」1単位(於:東京)
(勤労者支援事業部企画運営副委員長 狩野恵美子)

2/7会議 運営委員:左手前から時計回り / 下村・佐藤・狩野・今井・國分・本多 欠席(三井・小川)



会員増を目指して

専門職能団体として組織強化のため、会員数の増加は重要な課題であり、これまでも、日本栄養士会では、各都道府県、職域事業部と一丸となって会員増対策に取り組まれてきました。しかしながら、会員数は、平成20年度の58,452人をピークに減少傾向にあります。その理由は退職による退会や新入会員の減少、また、入会后3年以内の退会などによると考えられています。

1. 研究教育事業部の課題

(1) 研究教育事業部会員数の減少

研究教育事業部の会員数は、平成20年度2,666人をピークに平成25年度2,472人と徐々に減少しています。養成施設総数は、平成17年度の320施設から平成25年度296施設と減少しているものの、管理栄養士の教員が多い管理栄養士養成施設は平成17年度102施設から平成25年度132施設に増加しており、管理栄養士の教員数は維持されていると考えられます(図1)。養成施設教員の入会増が課題となります。

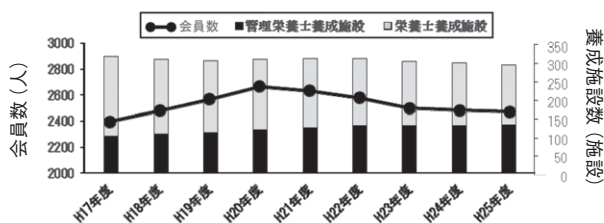
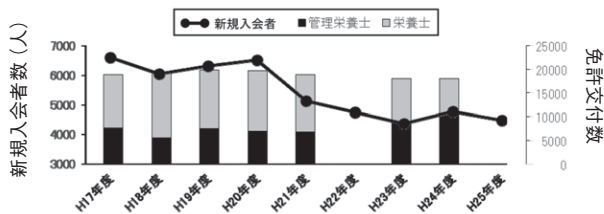


図1 研究教育事業部会員数と養成施設数の推移

(2) 日本栄養士会入会者数の減少

新規入会者数は平成17年度6,616人、平成25年度4,495人と、減少傾向にあります。栄養士免許交付数は平成19年度の19,864をピークに減少傾向にはありますが、新規入会者数は免許交付者数の25%とわずかであり、新規卒業者の入会増が課題です。



*平成22年度免許交付数については、東北大震災のため宮城県の交付数が不明

図2 新規入会者数と免許交付数の推移

2. 研究教育事業部としての会員増対策

入会しない理由としては、1) 会費の負担が困難、2) 入会の必要性の不理解、3) 会の存在、活動を知らない、が挙げられています。

(1) 研究教育事業部の会員増対策

他の事業部と比較して、研究教育事業部の会員増は容易ではありません。周りの未入会の教員に、地道な声掛けをして、養成施設教員の全入会を目指しましょう。

(2) 新規卒業者の入会増対策

新規卒業者が入会しない理由に、「入会の必要性の不理解(専門職としての倫理観が不足)」「会の存在、活動を知らない」が挙げられています。日本栄養士会の調査によると、新規入会者が最も多い年齢層は20歳代前半の大学卒業時期でした。今年度、日本栄養士会で、卒業生への広報用パンフレットとして、「管理栄養士・栄養士になる あなたへ」が作成されました。養成校による卒前教育(職業倫理および栄養士会入会の勧め)の徹底を図り、新規卒業者の入会を促進することが大切です。

- ・入学時、卒業時などでの県栄養士会長による講話
- ・学生時代から栄養士会行事へ参加する機会を設けるなど

(3) 入会后3年以内の退会者の減少

近年、入会后3年以内の退会が増えています。原因としては、入会しても、会員との繋がりに乏しく、「会員であることの必要性を感じられない。」「会費を払い続けることの意義を感じられない。」「結婚・子育てのため」などが挙げられます。養成校と県栄養士会の連携、入会后一定期間の養成校によるフォローアップなどにより、早期退会が抑制できると考えられます。

現在、企画運営委員で、日本栄養士会、県栄養士会と連携して、卒業見込み者に対する入会特典制度などを検討中です。会員増には、研究教育事業部の力が必須です。研究教育事業部で意見を出し合い、会員増対策についてどんどん提案していきましょう。

(研究教育事業部企画運営副委員長 名和田清子)

平成27年度公衆衛生事業部全国新任者研修会報告

平成27年1月29日(木)、30日(金)の2日間、平成26年度公衆衛生事業部全国新任者研修会が東洋大学白山キャンパスで開催され、87名が参加しました。

人材育成は、所属におけるOJT(on the job training)が重要ですが、単独配置の行政栄養士も多いことから、OFF-JT(Off the job training)による自己研鑽の機会を提供するとともに、全国の行政栄養士のネットワークづくりのきっかけとして開催しました。

今年度は、「健康日本21(第二次)」と行政栄養士の基本指針を踏まえ、国が推進する栄養・食生活施策の動向を理解し、都道府県、市町村へとつなげることを目指して企画しました。

<1日目>

●講演Ⅰ「栄養施策の動向～「健康日本21(第二次)」2年目の状況とこれからの取組～」

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室芳賀めぐみ室長補佐から、健康日本21(第二次)の枠組み、行政栄養士業務指針の改正のポイント、2年目の取組状況など国の栄養施策の動向について、新任者の方に分かりやすく講義をしていただきました。

成果の見える栄養施策を推進するためには、優先されるべき施策の企画立案、実施ができるような組織体制を整備することが重要であり、国と地方の役割に違いはあるが、行政栄養士として目指すものや実践していることは同じであるとのメッセージに大変勇気づけられました。

また、栄養指導室3年目の新任者である斎藤さんから「思いを束ねて皆で共有して、目標を実現していきたい」と5年後、10年後の自分の姿についての提言をいただき、フレッシュな思いに参加者の共感が広がりました。

●講演Ⅱ「地域に暮らす人々の健康・栄養・食をマネジメントするための視点～地域の栄養・食生活を担う行政栄養士として～」

女子栄養大学大学院 武見ゆかり教授から、公衆衛生に従事する専門職種としての行政栄養士は、地域に暮らす人々の健康を支える食生活全体を公衆栄養の視点からマネジメントすることが行政栄養士の役割であると講義いただきました。

栄養施策の企画立案には、暮らしの中で地域の人々は

どういう食べ方をしているのか、背景となる食事内容や食習慣の特徴について、健康栄養調査などの結果と併せて、地域の暮らしの観察もふくめ、分析することが重要であり、そのための仕組づくりとマネジメントの必要性について学びました。

●情報交換「5年後、10年後の行政栄養士、そして自分の姿」

公衆衛生事業部の阿部企画運営委員長からは、行政栄養士の立場から、これまでの栄養改善の歴史、保健医療を取り巻く環境の変革、そして現在、今後についての情報提供を行い、その後、参加者同士が意見交換を行いました。

<2日目>

●情報提供「新たな生涯教育における公衆栄養分野の将来ビジョンについて～勤務年数別のコンピデンシーとキャリア形成のための人材育成に向けて～」

公衆衛生事業部企画運営委員から平成26年度からスタートした生涯教育制度について情報提供を行い、生涯教育への積極的な参加を促しました。

●パネルディスカッション「つなげよう・ひろげよう・行政栄養士の実践活動」

1日目の講義に引き続き、武見ゆかり先生をコーディネーターとして、行政栄養士としての経験年数別(3年・5年・7年・12年・18年・30年)の6人が事例報告を行いました。いずれの報告も、実態把握、優先すべき健康課題を踏まえており、新任者には参考となる内容でした。

また、経験年数が多いベテランの事例から、有効な施策展開の背景には、関係者との連携・調整を図り、体制づくりの基盤があることを知りました。

研修会を通して、新任者一人ひとりが自ら学び、考え、実行する成長意欲を持ち、専門職種としての探求心と自己研鑽を継続することが大切であり、それが未来の結果につながることを学んだと思います。

(公衆衛生事業部企画運営委員 佐藤ひろ子)

公益社団法人における地域活動事業部 リーダーの心意気と地区別グループ研修会報告

【全国リーダー研修会に伴う事前アンケート調査について】

平成26年度地域活動事業部全国リーダー研修会に先立ち、全国地域活動職域代表者(以下リーダーと標記)に、日頃の活動の拠りどころや、どのような思いで活動しているかなどについてのアンケート調査を行いました。

主なアンケート項目は、日頃の活動の拠りどころは何か、日本栄養士会の発信している「管理栄養士・栄養士像」を知っているか、日頃どのような思いや使命感で活動しているか、今後地域活動栄養士の活躍の場を広げるには、何が必要と思うか、などでした。

日頃、地域活動栄養士のリーダーとして活動するにあたり、拠りどころとしているのは、都道府県栄養士会の活動方針が一番重く、次いで、国や県・市町村の施策、日本栄養士会の活動方針でした。

日本栄養士会の発信する「管理栄養士・栄養士像」は、9割の方が知っていました。より理解を深めて、それを全会員へ拡げていただければ、と思います。

リーダーとしての思いや使命感としては、研修会を開催すること、情報提供をすること、会員活動の円滑化、活躍の場を広げる活動、都道府県栄養士会とのパイプラインとしての役割と考えているリーダーが多くありました。また、会員増対策の必要性についての意見もありました。

活躍の場を広げるために必要だと思っていることは、栄養ケア・ステーションの充実と活用、会員自身のスキルアップ、人脈や多職種との連携といった意見の他に、栄養士の存在を知ってもらうための、アピールやPRといった意見も多くありました。

リーダーの方々は、地域の状況を把握し、会員に平等に情報提供を行い、都道府県栄養士会とのパイプ役として、日々尽力されている実態が、アンケート調査からも伺えました。日頃のご努力にあらためて感謝申し上げます。

地域活動栄養士は、活動形態や経験に多様性があり、日常的に活動の場や対象特性が異なる中で活動しています。そのような環境の中で、専門職としての質の担保を図り、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、国民の期待に応え、公衆栄養の向上に寄与することが、ますます求められます。

本アンケートを行って地域活動栄養士が一丸となつて、活動の場を広げていく必要性を強く感じました。

(地域活動事業部企画運営委員 柿崎明美)

【地区別グループ研修会報告(茨城県)】

期 日 平成26年11月21日(金)～22日(土)

会 場 研修会：茨城県大洗文化センター

参加者 50名

内 容

1) 講演：茨城県水産試験場回遊性資源部長
海老沢良忠氏「いばらきの魚について」

2) 各県活動報告・事例発表

新潟県 「地域イベントでの朝食調査について」

古川素子会員

山梨県 「県内活動状況」

沢登京子会員

長野県 「長野県地域活動事業部栄養士の活動についてと悩み」

宮坂綾子会員

群馬県 「運営委員会の取り組み」

廣川いさ子会員

栃木県 「健康と美の融合をめざしての食育活動」

茂呂加津枝会員

茨城県 「つながる手と手、地域活動のご紹介」

川田嘉代子会員

3) 鮎鱈の吊るし切りショー見学(大洗ホテル)

4) 施設見学

月の井酒造、めんたいパーク、お魚市場



委員活動報告



鮎鱈の吊るし切り

研修会1日目の茨城県水産試験場の海老沢氏による「いばらきの魚について」のご講演では、漁獲量が全国有数である茨城県の水産業について、魚の種類や特色、漁業方法、そして魚料理に至るまで、幅広くお話しいただき、大変勉強になりました。そして、会員による各県の活動報告、事例発表では、会員の素晴らしい活躍に刺激を受けたり、問題や課題などの共有ができました。夕方からはホテルイベントの目玉である鮎鱈の吊るし切りショーが行われ、シェフの楽しいトークとともに解体され、「鮎鱈の七つ道具」を紹介していただきました。

夜の懇親会では大洗自慢の鮎鱈鍋や海の幸料理に舌鼓をならし、和やかな情報交換の場となりました。

2日目は創業150年の歴史ある作り酒屋「月の井酒造」を見学し、その後、めんたいパーク、お魚市場へと足を運び、無事、2日間の幕を閉じました。多数の会員に参加をいただき、大変充実した研修会となりました。

(茨城県栄養士会地域活動事業部代表 仙土玲子)

《公益社団法人日本栄養士会からのお知らせ》

平成27年度定時総会ならびに全国栄養士大会のご案内

○公益社団法人日本栄養士会平成27年度定時総会

日 時：平成27年6月21日(日) 13:00 ～ 17:30

6月22日(月) 9:00 ～ 12:00

場 所：大阪市・大阪新阪急ホテル

大阪市北区芝田1-1-35 TEL06-6372-6044

参加対象：代議員および参加を希望する会員など

議 題：議案「平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書など承認の件」

議案「役員報酬承認の件」

議案「名誉会員承認の件」

協議「平成27年度事業執行計画案、予算案について」

協議「将来構想の実現に向けて(広報戦略)」(仮題)

○平成27年度全国栄養改善大会・全国栄養士大会

期 日：平成27年9月27日(日)

場 所：福岡市・福岡国際会議場

福岡市博多区石城町2-1 TEL092-262-4111

参加資格：会員および管理栄養士・栄養士養成施設の学生、一般など

【自由集会】9:00 ～ 11:50

【全国栄養改善大会】12:30 ～ 13:30

【全国栄養士大会】13:40 ～ 17:00

参考：第62回日本栄養改善学会学術総会

平成27年9月24日(木) ～ 26日(土) 福岡市・福岡国際会議場

編 集 後 記

平成26年度の最終号をお届けします。

本会報「栄養日本・礎」は、会員の皆様のための情報誌として、会務報告や職域事業部の活動、さらには最新の情報を掲載しています。

昨年度に引き続き、会員の皆様に必要な情報をタイムリーにお届けする、またできるだけ経費を抑えることをモットーに、年4回の発行のうち2回を紙面で「日本栄養士会雑誌」に同封し郵送、2回はホームページのみでの掲載としました。

今回は、介護報酬改定の概要、新たな制度として食品

表示基準などについて掲載しましたが、紙面の関係でお伝えしきれない部分については、ぜひインターネットなどで検索していただき、補完くださいますようお願いいたします。

日本栄養士会では、会員活動の活性化に向けた活動として広報活動をより一層充実させていくこととしております。

そこで本会報についても、見直しを予定しておりますので、皆様のご意見、ご要望などをお寄せいただければ幸いです。

(公社)日本栄養士会常任理事 赤枝いつみ

会報**栄養日本・礎**
Vol.4 - No. 4

発 行／平成27年3月31日

発 行 所／公益社団法人 日本栄養士会

編集責任／公益社団法人 日本栄養士会

〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6階

TEL03-5425-6555 FAX03-5425-6554

<http://www.dietitian.or.jp/>

印 刷 所／日本印刷(株)